## 告 示

## 埼玉県告示第千百八十三号

るも とおり辞退の届出があった。 の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項に 人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第一項及び中国残留邦 のとされた生活保護法第五十五条第一項の規定による指定施術機関から、 おい てその例によ 次の

平成二十九年十月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

浅子	氏	
佳 奈	名	
	住 所	
大宮院) 接骨院(西	名	施
一方のは	称	
指扇三七○九	所	術
二七〇	在	
区	地	所
平成	辞	
十九退		
年九年		
月二月		1
成二十九年九月二十二日	日	